



平成21年9月8日

各位

会社名 ゼネラルパッカー株式会社  
代表者名 代表取締役社長 梅森 輝信  
(JASDAQ・コード6267)  
問い合わせ先 取締役管理部長 小関 幸太郎  
電話番号 0568(23)3111(代表)

### 当社取締役に対するストックオプションとしての 新株予約権の付与に関するお知らせ

当社は、平成21年9月8日開催の取締役会において、当社取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容決定に関する議案を、平成21年10月23日開催予定の当社第48期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### (提案の理由)

当社は、取締役について、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めること等を目的として、各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)のジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値)に0.75を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる。)とするストックオプションとしての新株予約権を割り当てるものであります。

会社法(平成17年法律第86号)上、取締役に対して割り当てるストックオプションとしての新株予約権が、取締役の報酬等に該当するため、取締役に対してストックオプションとして発行する新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容につきご承認をお願いすることといたしました。

なお、ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容は、会社業績及び当社における業務執行の状況・貢献度等を基準として決定しております。

当社は、新株予約権が株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めること等を目的として割り当てられるストックオプションであること等から、その具体的な内容は相当なものであると考えております。現在の取締役は5名であり、当社第48期定時株主総会に付議予定の取締役選任議案が原案どおり承認可決されますと、5名となります。

##### (議案の内容)

1. 当社の取締役の報酬額(賞与分を含む。以下同じ。)は平成8年9月30日開催の第35期定時株主総会において、年額150百万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。)とする旨ご承認いただき今日に至っておりますが、上記の取締役の報酬額とは別枠として、取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を各事業年度に係る定時株主総

会の日から1年の間につき年額20百万円を上限として設ける旨のご承認をお願いすることといたしました。

2. 当社取締役に対するストックオプションとしての新株予約権の具体的な内容は以下のとおりといたします。

(1) 新株予約権の総数並びに目的である株式の種類及び数

新株予約権の総数 200個を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の数の上限とする。

新株予約権の目的である株式の種類及び数 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1,000株とする。

ただし、本議案の決議の日（以下、「決議日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

当社普通株式200,000株を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数の上限とし、付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に取締役の上記新株予約権の上限数を乗じた数を、取締役の新株予約権の目的である株式の総数の上限とする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日のジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）に0.75を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割若しくは株式併合を行う場合、時価を下回る価額で新株式の発行若しくは自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）又は他の種類株式の普通株主への無償割当て若しくは他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、それらの条件等を勘案の上、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

割当日後2年を経過した日から3年を経過する日までの範囲で当社取締役会が定める期間とする。

(4) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

(5) その他の新株予約権の行使の条件

- i 新株予約権者は、新株予約権を行使することができる期間の開始日の属する事業年度の前事業年度の単独決算の損益計算書における当期純利益が、70 百万円を上回った場合にのみ新株予約権を行使することができるものとする。ただし、当社が会計基準を変更した場合（国際財務報告基準の適用を含む。）には、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において、本文と同等の条件を定めるものとする。
- ii 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。
- iii その他の新株予約権の行使の条件については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

3. 上記ストックオプションとして発行する新株予約権に関する取締役の報酬等の額及び具体的な内容には、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まないものといたします。

以上

(注) 上記の内容については、平成 21 年 10 月 23 日開催予定の当社第 48 期定時株主総会において承認可決されることを条件といたします。